

第 11 回新千里東町地域自治協議会理事会議事録

1. 日時 2014年3月16日(日) 10:00~12:20

2. 場所 新千里東町会館2階

3. 出席者

*役員：小川会長、赤井・濱中両副会長、河野・清水千両会計

*理事：理事総数20名中出席者17名(上記役員5名を含む)

伊藤・和田圭・桑原・小笠・曾田・福岡(代理出席)(以上自治会)、寺村・山地・高野・十河・和田園・清水博(以上諸団体) (欠席理事：山中・富永・下野)

*監事：上田・大路

*事務局：柳原・玉富・山田

*オブザーバー：山本瑞・藤田・林(以上豊中市)、倉垣

4. 議事

1. 前回会議記録等の確認(配布資料)

・第10回理事会議事録について説明があり了承された。

2. 規約改訂について審議(配布資料)

- ・規約別表の理事・代議員の選出団体である東丘小学校、東丘保育所、第八中学校は、その長が公職の立場にあり、協議会における位置づけはいかにあるべきか、迷うところがある。特に、東丘小学校は地域の活動や倉庫として学校施設を借用することがあるが、校長が理事会の一員として裁決に加わった決定事項に対し、事後、事情があっても覆しにくい。理事であることが良いか、相談役またはオブザーバー(議決には加わらず、助言等を行う)として出席頂くべきか等議論がなされた。今回は結論を出さず、今後、継続的に検討していくことになった。
- ・地域別団体の表記については、自治会なのか管理組合なのかが分かるようにし、今後協議会に参加願いたいマンションについては建物の名称のみとするよう修正することとなった。

3. 部会・委員会の活動報告

(1) まちづくり計画策定部会(配布資料)

- ・第9回まちづくり計画策定部会の内容につき、配布資料に基づき説明があった。
- ・まちづくり計画策定部会は、新設マンション(ジェイグラン)の開発担当者と面会し、協議会への参加をお誘いするとともに、今後継続的に働きかけていく。
- ・このほか、千里中央地区の商業施設との協力関係を築いていくため、新聞「ひがしおか」にクーポン券を付けるプランについて、東丘小PTAの協力を得て、交渉を始めることとした。
- ・東町近隣センターの建替移転計画の進み具合について、市と府の担当者から説明を受けた内容につき、配布資料に基づき事務局より説明を受けた。
- ・新しい地区会館(現在の新千里東町会館)については、移転先建物全体に対し、現在の会館施設の有する価値と同じ価値分の面積配分となると想定されている。新たな地区会館の仕様については、地域のニーズを反映させるため、協議会が窓口となって対応していくことになった。
- ・この案件を担当する「近隣センター移転計画対策委員会」を新たに設置することとし、メンバーを、協議会(交流室・東町会館・コミュニティルームの各運営委員会及び環境委員会)、分館、福祉、防犯、新聞委員会、シニアクラブ連絡会、

街角広場、3-3自治会、商店会、公募住民とすることとした。

(2) 防災部会（配布資料）

- ・第16回防災部会の内容につき、配布資料に基づき説明があった。
- ・防災部会は、カセットコンロ、無線機、水等の備蓄品の購入を進めている。また協議会独自の避難所運営マニュアルの作成に向けて、京都市の事例を参考に話し合った。

(3) 環境委員会（配布資料）

- ・第5回環境委員会内容につき、配布資料に基づき説明があった。
- ・環境委員会は、市と協働でもみじ橋通りの雑木林の整備を行うこと等について、市と協議を進めている。また、アダプトロード清掃業務について、現在担当するコミュニティルーム運営委員会から環境委員会に移管を受けることになった。

(4) 各部会・委員会の2013年度活動報告及び2014年度活動計画（配布資料）

- ・定期総会資料について作成中である旨、資料により事務局から説明があった。
- ・次回、理事会までに全部についてまとめ、審議する旨、説明がなされた。

4. 自治会・団体間の連絡と相談（配布資料）

- ・グラントメゾン及び公民分館より配布資料にもとづき説明があった。

5. その他連絡事項

(1) 東丘小学校と第八中学校が2015(平成27)年度に50周年を迎えることから、東丘小学校PTAは担当部会を設けたとして、担当者5名の紹介があった。

(2) 東町諸団体の年間行事予定(2014年3月～10月行事)

(3) 地域自治協議会の役職者について、配布資料により選任届けの要請があった。

(4) 豊中市内の住居表示案内板の撤去

- ・案内板の劣化状況をみて順次撤去するとの説明があったが、撤去することについて東町は了承するとした上で、現状と異なる表示をこの後長く続けることは町に訪れた人に迷惑なことであり、また、ブルーシートで覆うことも見苦しく不具合である。撤去を直ちに出来ない事情があるのであれば、表示内容を早急に消去願うべきとの結論を得た。

(5) 第12回理事会 4月13日(日) 10:00～12:00 東町会館2階集会室

以上